（心身の故障によりマンション管理業を適正に営むことができない者）

第五十三条の二　法第四十七条第七号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害によりマンション管理業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（財産的基礎）

第五十四条　法第四十七条第十一号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、三百万円以上であることとする。

第五十五条　基準資産額は、第五十三条第一項第六号又は第七号に規定する貸借対照表又は資産に関する調書（以下「基準資産表」という。）に計上された資産（創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。）の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額に相当する金額を控除した額とする。

2・3　（略）

（変更の手続）

第五十六条　（略）

2　法第四十八条第三項において準用する法第四十五条第二項の国土交通省令で定める書類は、法第四十八条第一項の規定による変更が法人の役員若しくは事務所ごとに置かれる専任の管理業務主任者の増員若しくは交代又は事務所の新設若しくは移転によるものであるときは、その届出に係る者又は事務所に関する第五十三条第一項第二号、第三号及び第五号に掲げる書類とする。

（心身の故障により管理業務主任者の事務を適正に行うことができない者）

第六十九条の十八　法第五十九条第一項第七号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により管理業務主任者の事務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

（登録の申請）

第七十条　（略）

2　（略）

3　管理業務主任者登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　（略）

（削る）

二　法第五十九条第一項第一号に規定する破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当しない旨の市町村の長の証明書

三　法第五十九条第一項第二号から第七号までに該当しない旨を誓約する書面

4　（略）

5　国土交通大臣は、法第五十九条第一項の登録を受けようとする者にに対し、第三項に規定するもののほか、必要と認める書類を提出させることができる。

6　第三項第一号の書面のうち法第五十九条第一項の実務の経験を有するものであることを証する書面及び第三項第三号の誓約書の様式は、それぞれ別記様式第十八号及び別記様式第十九号によるものとする。

（新設）

（財産的基礎）

第五十四条　法第四十七条第十号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、三百万円以上であることとする。

第五十五条　基準資産額は、第五十三条第一項第七号又は第八号に規定する貸借対照表又は資産に関する調書（以下「基準資産表」という。）に計上された資産（創業費その他の繰延資産及び営業権を除く。以下同じ。）の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額に相当する金額を控除した額とする。

2・3　（略）

（変更の手続）

第五十六条　（略）

2　法第四十八条第三項において準用する法第四十五条第二項の国土交通省令で定める書類は、法第四十八条第一項の規定による変更が法人の役員若しくは事務所ごとに置かれる専任の管理業務主任者の増員若しくは交代又は事務所の新設若しくは移転によるものであるときは、その届出に係る者又は事務所に関する第五十三条第一項第二号から第四号まで及び第六号に掲げる書類とする。

（新設）

（登録の申請）

第七十条　（略）

2　（略）

3　管理業務主任者登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、第二号の書類のうち成年被後見人に該当しない旨の後見等登記事項証明書については、その旨を証明した市町村長の証明書をもって代えることができる。

一　（略）

二　法第五十九条第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人に該当しない旨の後見等登記事項証明書

三　民法の一部を改正する法律附則第三条第一項及び第二項の規定により法第五十九条第一項第一号に規定する成年被後見人及び被保佐人とみなされる者並びに破産者で復権を得ないものに該当しない旨の市町村の長の証明書

四　法第五十九条第一項第二号から第六号までに該当しない旨を誓約する書面

4　（略）

（新設）

5　第三項第一号の書面のうち法第五十九条第一項の実務の経験を有するものであることを証する書面及び第三項第四号の誓約書の様式は、それぞれ別記様式第十八号及び別記様式第十九号によるものとする。